



川崎市公報

毎月 2 回10日25日発行

発行所 川崎市役所

印刷所 文昭堂印刷㈱

購読料 (前納)

1 年 10,800円

1 月 900円

目 次

[条例]

- ◇川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例 (第1号)4
- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第2号)4
- ◇川崎市特別会計条例の一部を改正する条例 (第3号)5
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第4号)5
- ◇川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 (第5号)5
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第6号)5
- ◇川崎市風致地区条例の一部を改正する条例 (第7号)6
- ◇川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (第8号)8
- ◇川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例 (第9号)8
- ◇川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例 (第10号)9
- ◇川崎市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例 (第11号)10
- ◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例 (第12号)11
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第13号)11
- ◇川崎市建築基準条例等の一部を改正する条例 (第14号)12
- ◇川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (第15号)14
- ◇川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例 (第16号)14
- ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 (第17号)15
- ◇川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与

等に関する特別措置に関する条例の一部を改正

する条例 (第18号)15

◇川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正する条例 (第19号)16

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第20

号)16

[規則]

◇川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則

の一部を改正する規則 (第9号)16

◇川崎市児童福祉法施行細則及び川崎市多摩福祉

館条例施行規則の一部を改正する規則 (第10

号)21

◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規

則 (第11号)21

◇川崎市消防吏員服制等に関する規則の一部を改

正する規則 (第12号)23

◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の

公開に関する条例施行規則の一部を改正する規

則 (第13号)23

◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(第14号)23

◇川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正

する規則 (第15号)33

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則 (第16号)33

◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関

する規則の一部を改正する規則 (第17号)33

◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(第18号)34

◇川崎市財産規則の一部を改正する規則 (第19

号)35

◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則 (第

20号)35

◇川崎市契約規則の一部を改正する規則 (第21

号)35

◇川崎市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規

則 (第22号)36

◇川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を

改正する規則 (第23号)38

川崎市条例第3号

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例

川崎市特別会計条例(昭和39年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市マイコンシティ事業特別会計の平成15年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第4号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「食品衛生法施行令第5条」を「食品衛生法施行令第35条」に改める。

第2条中第223号を第230号とし、第162号から第222号までを7号ずつ繰り下げ、同条第161号中「第155号」を「第162号」に、「第159号」を「第166号」に改め、同号を同条第168号とし、同条中第108号から第160号までを7号ずつ繰り下げ、同条第107号中「第72号」を「第79号」に、「第105号」を「第112号」に改め、同号を同条第114号とし、同条第106号中「第72号」を「第79号」に改め、同号を同条第113号とし、同条中第73号から第105号までを7号ずつ繰り下げ、同条第72号中「第5条」を「第35条」に改め、同号を同条第79号とし、同条中第27号から第71号までを7号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の7号を加える。

(27) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査

1 件につき 78,000円

(28) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査

1 件につき 70,000円

(29) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可証の再交付

1 件につき 5,000円

(30) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査

1 件につき 84,000円

(31) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査

1 件につき 77,000円

(32) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

1 件につき 75,000円

(33) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項又は第70条第1項の規定に基づく破砕業の許可証又は変更の許可証の再交付

1 件につき 5,000円

第5条中「第2条第221号」を「第2条第228号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、本則の改正規定及び第2条第72号の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第5号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第10条第1項及び第14条中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第6号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改める。

第89条第1項中「施設をいう」を「施設をいい、工業用水法第3条第1項の許可を要する井戸を除く」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第7号

川崎市風致地区条例の一部を改正する条例

川崎市風致地区条例（昭和46年川崎市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号を削り、同項第4号中「又はたい積」を削り、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のたい積

第2条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「変更」の次に「（以下「宅地の造成等」という。）」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 水面の埋立て

第2条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築物等の色彩の変更

第2条第2項中「前項各号」を「同項各号」に、「次の各号に」を「次に」に、「前項の許可」を「同項の許可」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第11号ア中「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改め、同号イ(ハ)中「又はたい積」を削り、「(イ)の土地の形質の変更」を「(イ)の宅地の造成等」に改め、同号イ中(ハ)を(カ)とし、同号イ(ハ)中「こえる」を「超える」に改め、同号イ中(カ)を(キ)とし、同号イ(キ)中「こえる」を「超える」に、「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号イ中(キ)を(ク)とし、(ク)の次に次のように加える。

(ク) 建築物等の色彩の変更

第2条第2項第11号イに次のように加える。

(キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが3メートルを超えるもの

第2条第2項第11号エ中「行なう」を「行う」に改め、(ニ)を(ホ)とし、(ウ)を(イ)とし、同号エ(イ)中「こえる」を「超える」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 建築物等の色彩の変更（物置、作業小屋等の色彩の変更で、当該物置、作業小屋等の床面積の合計が90平方メートル以下であるものを除く。）

第2条第2項第11号を同項第13号とし、同項第10号を削り、同項第9号中「又はたい積」を削り、「第7号の土地の形質の変更」を「第8号の宅地の造成等」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次に掲げる屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積

ア 工事に必要な土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、当該工事現場において当該工事の施工期間を超えないもの

イ その他の土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、面積が60平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

第2条第2項第8号ア中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に、「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 面積が60平方メートル以下の水面の埋立て

第2条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次に掲げる建築物等の色彩の変更

ア 屋根、外壁、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のもの

イ 仮設の建築物等

ウ 地下に設ける建築物等

エ 床面積（増築を伴うときは、増築後の床面積）の合計が10平方メートル以下の建築物

オ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

カ その他の工作物で高さが5メートル以下であるもの

第6条第1項中「適合しない」を「適合する」に、「をしない」を「をする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同表に定める許可の基準の特例に該当する場合にあつては、同表に定める許可の基準に適合しないものについても、同項の許可をするものとする。

別表中「別表」を「別表（第6条関係）」に改め、同表の5の項から8の項までを次のように改める。